

悪臭防止法（昭和 4 6 年法律第 9 1 号。以下「法」という。）第 3 条の規定に基づく工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物（特定悪臭物質を含む気体又は水その他の悪臭の原因となる気体又は水をいう。）の排出（漏出を含む。）を規制する地域及び第 4 条第 2 項の規定に基づく規制基準を次のように定める。

2 0 0 4 年 7 月 1 日

福山市長 三 好 章

悪臭防止法の規定に基づく規制地域及び規制基準

1 規制地域

法第 3 条の規定により市長の指定する規制地域は、福山市の全域とする。

2 規制基準

(1) 区域の区分

法第 4 条第 2 項に規定する規制基準を適用する区域は、1 に掲げる規制地域とし、次に掲げるところにより区分する。

区域の区分	該 当 区 域
第 1 種区域	都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 5 条に規定する都市計画区域の定めのある地域のうち同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第一種低層住居専用地域，第二種低層住居専用地域，第一種中高層住居専用地域，第二種中高層住居専用地域，第一種住居地域，第二種住居地域及び準住居地域の定めのある地域
第 2 種区域	都市計画法第 5 条に規定する都市計画区域の定めのある地域のうち同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する近隣商業地域，商業地域，準工業地域及び工業地域の定めのある地域並びに同号に規定する用途地域の定めのない地域並びに同法第 5 条に規定する都市計画区域の定めのない地域
第 3 種区域	都市計画法第 5 条に規定する都市計画区域の定めのある地域のうち第 8 条第 1 項第 1 号に規定する工業専用地域の定めのある地域

(2) 法第 4 条第 2 項第 1 号の規制基準は、次の表のとおりとする。

区域の区分	規制基準
第 1 種区域	臭気指数 1 2
第 2 種区域	臭気指数 1 5
第 3 種区域	臭気指数 1 8

(3) 法第 4 条第 2 項第 2 号の規制基準

(2) に掲げる法第 4 条第 2 項第 1 号の規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和 47 年総理府令第 39 号）第 6 条の 2 に定める方法により算出した臭気排出強度及び臭気指数とする。

(4) 法第 4 条第 2 項第 3 号の規制基準

(2) に掲げる法第 4 条第 2 項第 1 号の規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第 6 条の 3 に定める方法により算出した臭気指数とする。

附 則

- 1 この告示は、2 0 0 4 年 1 2 月 1 日から施行する。
- 2 1 9 9 8 年福山市告示第 7 1 号は、廃止する。